

請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について

〈請願要旨〉

請願者 日本労働組合総連合会福島県連合会白河地区連合 議長 藤田 隆司

○中小企業の賃上げは定昇込み4%台に留まり、生活が向上したと実感している人は少数にとどまり、個人消費は低迷している。賃上げと適切な価格転嫁・適正取引のすそ野が広がらなければ、最低賃金近傍で働く者の暮らしは厳しい状況にある。

〈請願事項〉

1. 福島県最低賃金を速やかに時給1,000円に到達させること。
2. 中小企業等が、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に沿った適切な企業行動となるよう促されたい。
3. 最低賃金引上げを、労働力確保や人口流出抑制等多様な政策誘導として取り組むこと。
4. 福島県最低賃金の改定諮問時期は、可能な限り早期な発効に努めること。
5. 賃金保証型を基準条項に盛り込ませた公契約条例制定の検討を行うこと。



議会運営委員会での審議経過

請願の審議については、通常、所管の常任委員会が審議を行います。意見書の提出を求める事案、所管が複数にまたがるとされる事案及び所管が不明な事案については、議会運営委員会が行います。今回の事案は議会運営委員会で審議されました。委員会の中では、「内容をもっと審査し、多くの声を聞くために継続審査にしたい」という意見と「請願の願意は妥当である。早期に採択すべきである」との賛成意見が出され、委員会での採決では「本会議に上程し、採決すべき」という結論になりました。

継続審査を求める意見

急激な人件費の上昇は、経営者側の重い負担となり、経営を圧迫し雇用機会自体を喪失させるおそれがある。経営者側の意見を聞く機会も必要だと考える。

早期採択を求める意見

労働者不足の懸念上、このままの最低賃金の状況では、今まで以上に他県へ労働者が流出してしまうおそれがある。早期に対応を求めるべきである。

請願・陳情の提出方法は

◆提出できるのは

市民の皆さんの希望や要望を直接市政に反映させるための方法として、市民はだれでも請願書や陳情書を市議会に提出することができます。

◆請願と陳情の違いは

請願は市議会議員の紹介が必要ですが、陳情はその必要がありません。

◆提出の期限は

市議会では、定例会の開会日3日前の午前9時30分までに提出された請願・陳情を、その会期中に審査をします。

◆審査の結果は

審査の結果は、請願（陳情）代表者に通知します。

採択された請願・陳情は、市長その他関係執行機関に請願（陳情）書を送付し、その処理の経過と結果の報告を請求しています。また、意見書の提出を求める請願・陳情が採択された場合は、議員提出議案として意見書が提案されます。

◆請願・陳情の作成方法は

請願書は、市政についての希望や要望をできるだけ簡単に書いてください。

請願内容が幾つかにわたる場合は、内容ごとに請願書を作成してください。

・表紙に請願書と明記し、提出年月日、請願者（代表者）の住所（法人の場合は住所及びその名称）を記載し、請願者が署名又は記名押印します。

なお、多数で提出する場合は、代表者を定め、別に署名簿をつけます。（請願者連署のもので同筆跡と思われるものは、請願者には含めない扱いをしますので、署名活動をされる場合はご注意ください。）

・請願の場合は、請願書の表紙に紹介議員の署名又は記名押印が必要です。

なお、議長・副議長及び請願を所管する委員会の委員長・副委員長は、紹介議員にならないことになっています。

・郵送による陳情については、「白河市議会申合せ」により要望書として扱うこととしておりますので、直接持参により提出してください。（請願の場合は、紹介議員を通して提出することも可能です。）

・市議会議長あてに提出してください。

・なるべくA4版の左とじにしてください。